

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和33年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙生企発第50号
令和2年4月1日
警察庁生活安全局長

古物営業法の一部を改正する法律の施行について（通達）

本日、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）が施行され、これとともに、既に制定されている古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第166号）並びに古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）がいずれも施行された。

改正法（欠格事由の追加、公告による許可の取消し及び仮設店舗における営業の制限の緩和に関する規定を除く。）による改正の趣旨及び改正の要点は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては、これを踏まえ、遺憾のないように運用されたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の古物営業法（昭和24年法律第108号）を「法」と、改正規則による改正後の古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）を「規則」という。

記

第1 改正の趣旨

近年、複数の都道府県で営業を営む古物商又は古物市場主が増加し、営業所又は古物市場の全国展開が進んでいること等に鑑み、営業所又は古物市場の所在する都道府県ごとの都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可から、主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在する都道府県の公安委員会の許可に改め、1つの公安委員会による営業の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所又は古物市場を設ける場合には許可を要せず届出で足りることとしたものである。

また、届出手続の利便性向上のため、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（以下「主たる公安委員会」という。）以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、当該公安委員会を経由して主たる公安委員会に届出を行うことができること等としたものである。

第2 改正の要点

1 許可の申請、許可証の再交付及び書換えの申請並びに許可証の返納（法第5条第1項及び第4項、第7条第5項並びに第8条第1項及び第3項関係）

(1) 許可の申請

法第3条の規定による許可を受けようとする者は、その主たる公安委員会に許可申請書を提出しなければならないこととされた（法第5条第1項）。また、当該許可申請書を提出する場合においては、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して提出しなければならないこととされた（規則第1条の3第2項）。

(2) 許可証の再交付の申請

許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならないこととされた（法第5条第4項）。また、当該許可証の再交付を受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、主たる公安委員会に、規則別記様式第4号の再交付申請書を提出しなければならないこととされた（規則第4条）。

(3) 許可証の書換えの申請

法第7条第5項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、主たる公安委員会に、規則別記様式第6号の書換申請書及び当該許可証を提出しなければならないこととされた（規則第5条第9項及び第10項）。

(4) 許可証の返納

許可証の交付を受けた者は、法第8条第1項各号又は第3項各号に掲げられる場合のいずれかに該当することになったときは、遅滞なく、許可証をそ

の主たる公安委員会に返納しなければならないこととされた（法第8条第1項及び第3項）。また、当該許可証の返納は、その事由の発生の日から10日以内に、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならないこととされた（規則第7条）。

2 変更の届出（法第7条第1項、第2項、第3項及び第4項関係）

(1) 主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地の変更の届出

古物商又は古物市場主は、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所又は古物市場の所在地を変更しようとするときは、その変更後の主たる公安委員会）に届出書を提出しなければならないこととされた（法第7条第1項）。また、当該届出書を提出する場合（法第7条第3項の規定により届出書の提出を経由して行う場合を含む。）においては、その営業所又は古物市場（2以上の営業所又は2以上の古物市場を有する者にあつては、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日の3日前までに、当該変更に係る変更予定年月日及び変更事項を記載した規則別記様式第5号の届出書を提出しなければならないこととされた（規則第5条第1項、第2項及び第3項）。

(2) 法第5条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項の変更の届出

古物商又は古物市場主は、法第5条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、主たる公安委員会に届出書を提出しなければならないこととされた（法第7条第2項）。また、当該届出書を提出する場合（法第7条第3項の規定により届出書の提出を経由して行う場合を含む。）においては、その営業所又は古物市場（2以上の営業所又は2以上の古物市場を有する者にあつては、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から14日（届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、20日）以内に、当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した規則別記様式第6号の届出書を提出しなければならないこととされた（規則

第5条第4号、第5号及び第6号)。

(3) 届出書の経由

主たる公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、法第7条第1項及び第2項による届出書の提出を当該公安委員会を経由して行うことができることとされた（法第7条第3項）。

(4) 変更後の規約の提出

古物市場主は、古物市場の規約の内容を変更した場合は、速やかに、当該古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、変更後の規約を主たる古物市場の所在地を管轄する公安委員会に提出するものとする事とされた（規則第6条）。

3 競り売りの届出及び仮設店舗営業の届出（法第10条第2項及び第14条第2項関係）

競り売りをする場合又は仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所を管轄する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、法第10条第1項の規定による届出及び法第14条第1項ただし書の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができることとされた（法第10条第2項及び第14条第2項）。また、当該届出を経由して行う場合にあっては、その経由する公安委員会の管轄区域内の営業所の所在地（2以上の営業所を有する古物商にあっては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長を経由して、競り売りの日又は仮設店舗において古物営業を営む日の3日前までに、それぞれ規則別記様式第10号の競り売り届出書又は規則別記様式第14号の2の仮設店舗営業届出書を提出しなければならないこととされた（規則第8条第1項及び第14条の2）。

4 指示、営業の停止等（法第23条及び第24条関係）

(1) 主たる公安委員会の指示、営業の停止等

古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がこの法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又はその古物営業の許可を取り

消し若しくは古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとされた（法第23条第1項及び第24条第1項）。

(2) 主たる公安委員会以外の公安委員会の指示、営業の停止等

公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとされた（法第23条第2項及び第24条第2項）。

5 国家公安委員会への報告等（法第27条関係）

(1) 国家公安委員会への報告

公安委員会は、次のアからケまでに掲げる場合の区分に応じた事項をそれぞれ国家公安委員会に報告しなければならないこととされ、この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする事とされた（法第27条第1項及び規則第31条第1項）。

ア 法第3条の規定による許可をした場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類（古物商又は古物市場主の別。以下同じ。）、許可年月日、許可証番号

イ 法第5条第4項の規定による許可証の再交付をした場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、許可証の再交付年月日

ウ 法第6条第1項又は第2項の規定による許可の取消しをした場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、許可の取消しの年月日、許可の取消しの事由

エ 法第7条第1項又は第2項の規定による届出書の提出を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、変更年月日（法第7条第1項の規定による届出書の提出を受けた場合にあっては、変更予定年月日）、変更事項

オ 法第8条第1項又は第3項の規定による許可証の返納を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、許可証の返納を受けた年月日、返納理由

カ 法第10条第1項の規定による届出を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可年月日、許可証番号、競り売りをしようとする日時及び場所

キ 法第10条第3項の規定による届出を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可年月日、許可証番号、売却する古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元識別符号、競り売りをしようとする期間

ク 法第14条第1項ただし書の規定による届出を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可年月日、許可証番号、仮設店舗において古物営業を営む日時及び場所

ケ 法第23条又は第24条の規定による処分をした場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、処分年月日、処分の事由、処分の種別及び内容

(2) 主たる公安委員会への通報

公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が法第23条又は第24条の規定による処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主が当該処分に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる公安委員会に対し、法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項、当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日、当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容を通報しなければならないこととされた（法第27条第2項及び規則第31条第2項）。

6 その他

(1) 申請書又は届出書の提出部数の削減

次に掲げる申請書又は届出書は、その提出部数が正副2通から1通に削減された。

- ア 許可申請書（規則第 1 条の 3 第 1 項）
- イ 再交付申請書（規則第 4 条第 2 項）
- ウ 変更届出書（規則第 5 条第 3 項及び第 6 項）
- エ 書換申請書（規則第 5 条第 10 項）
- オ 古物競りあっせん業者に係る営業開始の届出書（規則第 9 条の 2 第 2 項）
- カ 古物競りあっせん業者に係る営業の廃止等の届出書（規則第 9 条の 3 第 3 項）
- キ 古物競りあっせん業者に係る認定の申請書（規則第 19 条の 4 第 3 項）
- ク 認定古物競りあっせん業者に係る変更届出書（規則第 19 条の 9 第 4 項）
- ケ 外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請書（規則第 19 条の 11 第 3 項）
- コ 認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出書（規則第 19 条の 13 第 3 項）

(2) 経過措置

- ア 旧許可証に関する経過措置（改正法附則第 3 条関係）
 - (ア) 改正法附則第 2 条第 3 項の規定により法第 3 条の規定による許可を受けているものとみなされる者（以下「みなし新法許可者」という。）であって、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ改正法による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第 3 条の規定による許可（以下「旧法許可」という。）を受けていたものについては、当該旧法許可に係る法第 5 条第 2 項の許可証（以下「旧許可証」という。）は、法第 3 条の規定による許可に係る法第 5 条第 2 項の許可証（以下「新許可証」という。）とみなすこととされた（改正法附則第 3 条第 1 項）。
 - (イ) みなし新法許可者であって、2 以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から 1 年を経過する日までの間に、改正規則別記様式第 2 号の旧許可証一覧表及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付し、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由

して、改正規則別記様式第 1 号の新許可証交付申請書を提出することにより、主たる公安委員会に新許可証の交付の申請をしなければならないこととされた（改正法附則第 3 条第 2 項及び改正規則附則第 2 条）。また、当該申請があったときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新許可証を交付するものとされた（改正法附則第 3 条第 3 項）。

なお、改正法附則第 3 条第 2 項の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処することとされた（改正法附則第 5 条第 1 項第 2 号）。

- (ウ) 改正法附則第 3 条第 2 項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間（施行日から 1 年を経過する日までの間に限る。）は、旧許可証を新許可証とみなすこととされた（改正法附則第 3 条第 4 項）。

イ 旧法の規定による行為に関する経過措置（改正法附則第 4 条関係）

- (ア) 旧法第 24 条の規定により公安委員会がした許可の取消しは、法第 24 条第 1 項の規定により公安委員会がした許可の取消しとみなすこととされた（改正規則附則第 3 条第 1 項）。ただし、2 以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主に対し、旧法第 24 条の規定により当該公安委員会のうち一部の公安委員会がした許可の取消しについては法第 24 条第 1 項の規定による許可の取消しとみなさず、当該処分を受けた古物商又は古物市場主は、改正法の施行後も法の規定による有効な許可を受けているものとされた（改正規則附則第 3 条第 1 項）。

- (イ) 旧法の規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分（旧法第 24 条の規定による許可の取消しを除く。）は、それぞれ法の相当規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分とみなすこととされた（改正規則附則第 3 条第 2 項）。

- (ウ) 旧法第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の申請は、それぞれ法第 3 条の規定による許可の申請とみなすこととされた（改正規則附則第 3 条第 3 項）。ただし、当該申請をした者が改正法の施行の際現に公安委員会から旧法第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受

けている場合にあっては、法第7条第1項の規定による届出書の提出とみなされる（改正規則附則第3条第3項）。

- (エ) 改正規則附則第3条第3項の規定により旧法第3条第1項又は第2項の規定による許可の申請が法第3条の規定による許可の申請とみなされる場合、当該許可の申請を行った者は、改正法の施行後遅滞なく、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、改正規則別記様式第3号の主たる営業所等届出書を提出することにより、その主たる公安委員会に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出なければならないこととされた（改正規則附則第3条第4項及び第5項）。

（添付資料）

別添1 改正法本文

別添2 改正法新旧

別添3 古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令本文

別添4 改正規則本文

別添5 古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令本文

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課

法 令 総 括 係（800-3052）

質屋・古物・探偵業係（800-3056）

法律第二十一号

古物営業法の一部を改正する法律

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「次条第一項」を「次条」に改め、同条第四項中「次条第二項」を「次条」に改める。

第三条第一項中「前条第二項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）が所在する都道府県ごとに」を削り、同条第二項を削る。

第四条第二号中「第二百四十七条」を「第二百三十五条、第二百四十七条」に改め、同条第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「営業所」の下に「（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号ただし書中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

第五条第一項中「者は、」の下に「その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する」を加え、同項第二号中「営業所」を「主たる営業所又は古物市場その他の営業所」に改め、同項第五号中「露店」を「仮設店舗（営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であつて、容易に移転することができるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「その旨を」の下に「主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する」を加える。

第六条第二号中「同条第七号」を「第九号」に改め、同条第四号を削り、同条に次の二項を加える。
2 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「第五条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加え、「（同項第二号の所在地の変更にあつては、同一の公安委員会の管轄区域内におけるものに限る。）」を削り、「公安委員会に」を「主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前二項に規定する公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、前二項の規定による届出書の提出を当該公安委員会を経由して行うことができる。

古物営業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第七條に第一項として次の一項を加える。

古物商又は古物市場主は、第五條第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所又は古物市場の所在地を変更しようとするときは、その変更後の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会）に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第八條第一項及び第三項中「公安委員会」を「その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会」に改める。

第十條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め「定める事項を」の下に「当該古物を取り扱う営業所の所在地を管轄する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

第十二條第一項中「露店」を「仮設店舗」に改める。

第十三條第二項第二号中「第五号」を「第七号」に改める。

第十四條第一項に次のただし書を加える。

ただし、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、この限りでない。

第十四條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項ただし書の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

第二十二條第一項中「営業所」の下に「若しくは仮設店舗」を加え、「同条第二項及び第三項」を「同条第三項及び第四項」に改める。

第二十三條中「公安委員会は」を削り、「この法律」を「その古物営業に関しこの法律」に改め、「の規定に違反し」及び「その古物営業に関し」を削り、「ときは」の下に「当該古物商又は古物市場の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は」を加え、同条に次の一項を加える。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十四條中「公安委員会は」を削り、「代理人等が」の下に「その古物営業に関し」を加え、「命令の規定に違反し」を「命令」に改め、「その古物営業に関し」を削り、「ときは」の下に「当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は」を加え、同条に次の一項を加える。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの若しくはこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は当該古物商若しくは古物市場主が当該古物営業に関しこの法律に基づく処分（前条の規定による指示を含む）に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該古物営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二十五條第一項中（平成五年法律第八十八号）を削る。

第二十六條を削り、第五章中第二十七條を第二十六條とし、同条の次に次の一条を加える。

（国家公安委員会への報告等）

第二十七條 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第三條の規定による許可、第五條第四項の規定による許可証の再交付又は第六條第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをした場合

二 第七條第一項若しくは第二項の規定による届出書の提出、第八條第一項若しくは第三項の規定による許可証の返納又は第十條第一項若しくは第三項若しくは第十四條第一項ただし書の規定による届出を受けた場合

三 第二十三條又は第二十四條の規定による処分をした場合

2 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が前項第三号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主が同号に規定する処分に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第三十三條第一号中「第十四條第二項」を「第十四條第三項」に改める。

第三十四條第二号中「第十條」を「第十條第一項又は第三項」に改める。

第三十五條第一号中「第七條」を「第七條第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條の改正規定（同条第四号及び第五号中「第二十四條」を「第二十四條第一項」に改める部分並びに同条第七号中「営業所」の下に「（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）」を加える部分を除く）、第五條第一項第五号の改正規定、第六條の改正規定、第十二條第一項の改正規定、第十三條第二項第二号の改正規定、第十四條第一項の改正規定、第二十二條第一項の改正規定（同項中「営業所」の下に「若しくは仮設店舗」を加える部分に限る。）及び第二十五條第一項の改正規定並びに次条並びに附則第五條（第一項第二号に係る部分を除く）、第六條及び第七條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法許可に関する経過措置）

第二条 古物商又は古物市場主は、この法律の施行前においても、国家公安委員会規則で定めるところにより、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出ることができる。

2 以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主から前項の規定による届出を受けた公安委員会は、当該届出の内容を関係する他の公安委員会に通知するものとする。

3 この法律の施行前に第一項の規定による届出をした古物商又は古物市場主であつて、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の古物営業法（附則第四條において「旧法」という。）第三條の規定による許可（次条において「旧法許可」という。）を受けているもの（当該届出をした日からこの法律の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間に当該届出の内容の全部又は一部について変更があつた者を除く。は、それぞれ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会によるこの法律による改正後の古物営業法（附則第四條において「新法」という。）第三條の規定による許可（次条において「新法許可」という。）を受けているものとみなす。

(旧許可証に関する経過措置)

第三条 前条第三項の規定により新法許可を受けているものとみなされる者（次項において「みなし新法許可者」という。）であつて、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ旧法許可を受けていたものについては、当該旧法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証（以下この条において「旧許可証」という。）は、新法許可に係る同項の許可証とみなす。

2 みなし新法許可者であつて、二以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から一年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証の交付の申請をしなければならない。

3 前項の申請があつたときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証を交付するものとする。

4 第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間（施行日から一年を経過する日までの間に限る。）は、同項に規定する旧許可証は、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

(旧法の規定による行為に関する経過措置)

第四条 旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、国家公安委員会規則で定めるところにより、新法の相当規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は新法の相当規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

(罰則)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 附則第三条第二項の規定に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(質屋営業法の一部改正)

第八条 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第九条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「第三条第一項の許可」を「第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）」に、「同号」を「第二条第二項第四十一号」に改める。

古物営業法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略） 2 （略） 3 この法律において「古物商」とは、<u>次条の規定による許可を受け</u>て前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。 4 この法律において「古物市場主」とは、<u>次条の規定による許可を受け</u>て第二項第二号に掲げる営業を営む者をいう。 5 （略） （許可） 第三条 前条第二項第一号又は<u>第二号に掲げる営業を営もうとする者</u>は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。 （削る）	（定義） 第二条 （略） 2 （略） 3 この法律において「古物商」とは、<u>次条第一項の規定による許可を受け</u>て前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。 4 この法律において「古物市場主」とは、<u>次条第二項の規定による許可を受け</u>て第二項第二号に掲げる営業を営む者をいう。 5 （略） （許可） 第三条 前条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者は、<u>営業所</u>（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。 2 前条第二項第二号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場が所在する都道府県ごとに公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百三十五条、第二百四十七條、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた日から起算して五年を経過しない者

三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

五 (略)

六 第二十四条第一項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者(許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十七條、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた日から起算して五年を経過しない者

(新設)

(新設)

三 (略)

四 第二十四条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者(許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員であつ

であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

七 第二十四条第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者(その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

九 営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)又は古物市場ごとに第十三条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十 法人で、その役員のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付

た者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

五 第二十四条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者(その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第八号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

七 営業所又は古物市場ごとに第十三条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八 法人で、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

しなければならない。

一 (略)

二 主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地

三・四 (略)

五 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、行商(仮設店舗(営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であつて、容易に移転することができるものをいう。以下同じ。))を出すことを含む。以下同じ。)をしようとする者であるかどうかの別の別

六・七 (略)

2・3 (略)

4 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 第四条各号(第九号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当し

一 (略)

二 営業所又は古物市場の名称及び所在地

三・四 (略)

五 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、行商(露店を出すことを含む。以下同じ。))をしようとする者であるかどうかの別

六・七 (略)

2・3 (略)

4 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 第四条各号(同条第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該

ていること。

三 (略)

(削る)

2 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(変更の届出)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所又は古物市場の所在地を変更しようとするときは、その変更後の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会）に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項

当していること。

三 (略)

四 三月以上所在不明であること。

(新設)

(新設)

(変更の届出)

(新設)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更（同項第二号の所在地の変更にあつては、同一の公安委員会の管轄区域内におけるものに限る。）があつたときは、公安委員会に

を記載した届出書を提出しなければならない。

(削る)

3 前二項に規定する公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営

業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、前二項の規定
1 による届出書の提出を当該公安委員会を經由して行うことができる

4 第一項又は第二項の規定により提出する届出書には、国家公安委
員会規則で定める書類を添付しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合において、
当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その
書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第八条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する
こととなつたときは、遅滞なく、許可証(第三号に掲げる場合にあ
つては、発見し、又は回復した許可証)をその主たる営業所又は古

、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しな
ければならない。

2 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商又は二
以上の公安委員会の管轄区域内に古物市場を有する古物市場主は、
第五条第一項第一号又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは
、前項の規定にかかわらず、そのいずれか一の公安委員会に同項の
届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書
の提出を受けた公安委員会は、当該届出書に記載された内容に関係
する他の公安委員会に通知するものとする。

(新設)

3 前二項の規定により提出する届出書には、国家公安委員会規則で
定める書類を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合において、
当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その
書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第八条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する
こととなつたときは、遅滞なく、許可証(第三号に掲げる場合にあ
つては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなけ

物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証をその主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

(競り売りの届出)

第十条 (略)

2 前項に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

3 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いて第一項の競り売りをしようとする場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を当該古物を取り扱う営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

ればならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

(競り売りの届出)

第十条 (略)

(新設)

2 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いて第一項の競り売りをしようとする場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を公安委員会に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合には、適用しない。	3 前二項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合には、適用しない。
(標識の掲示等) 第十二条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。	(標識の掲示等) 第十二条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは露店は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(管理者) 第十三条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。	(管理者) 第十三条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。
一 未成年者 二 第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者	一 未成年者 二 第四条第一号から第五号までのいずれかに該当する者
3・4 (略)	3・4 (略)
(営業の制限) 第十四条 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。ただし、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄す	(営業の制限) 第十四条 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

る公安委員会に届け出たときは、この限りでない。

- 2| 前項ただし書に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項ただし書の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

- 3| (略)

(立入り及び調査)

第二十二條 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第十条第一項の競り売り（同条第三項及び第四項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第十八条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十条第三号において同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

- 2ゝ4 (略)

(指示)

第二十三條 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の

(新設)

- 2| (略)

(立入り及び調査)

第二十二條 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第十条第一項の競り売り（同条第二項及び第三項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第十八条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十五条第三号において同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

- 2ゝ4 (略)

(指示)

第二十三條 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又はその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを

適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2

公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（営業の停止等）

第二十四条 古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等がその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

指示することができる。

（新設）

（営業の停止等）

第二十四条 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくはその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2

公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの若しくはこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は当該古物商若しくは古物市場主が当該古物営業に関しこの法律に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該古物営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第二十五条 公安委員会は、前条の規定により古物商又は古物市場主の営業の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 （略）

第五章 雑則

（削る）

（新設）

（聴聞の特例）

第二十五条 公安委員会は、前条の規定により古物商又は古物市場主の営業の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 （略）

第五章 雑則

第二十六条 削除

(情報の提供)

第二十六条 (略)

(国家公安委員会への報告等)

第二十七条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第三条の規定による許可、第五条第四項の規定による許可証の再交付又は第六条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをした場合

二 第七条第一項若しくは第二項の規定による届出書の提出、第八条第一項若しくは第三項の規定による許可証の返納又は第十条第一項若しくは第三項若しくは第十四条第一項ただし書の規定による届出を受けた場合

三 第二十三条又は第二十四条の規定による処分をした場合

2 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が前項第三号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主が同号に規定する処分に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(情報の提供)

第二十七条 (略)

(新設)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第三項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者

二 五 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三・四 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十条の二第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第七條第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十条の二第二項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 四 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者

二 五 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三・四 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条若しくは第十条の二第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第七條若しくは第十条の二第二項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 四 (略)

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百六十五号

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

○国家公安委員会規則第一号

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第二項及び第四条並びに古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第七条第一項、第二項及び第四項、第二十一条の五第四項（同法第二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項及び第二項並びに第三十条の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月二十四日

国家公安委員会委員長 武田 良太

改 正 後			改 正 前		
古物営業法施行規則の一部を改正する規則 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			古物営業法施行規則の一部を改正する規則 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。		
（許可の申請） 第一条の三 「略」 2 法第五条第一項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に許可申請書を提出する場合には、主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の許可申請書を提出しなければならない。			（許可の申請） 第一条の三 「同上」 2 法第五条第一項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に許可申請書を提出する場合には、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場（二以上の営業所又は二以上の古物市場に係る許可申請書を提出するときは、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、正副二通（公安委員会が別段の定めをしたときは、正本一通。以下同じ。）の許可申請書を提出しなければならない。		
「3・4 略」 5 第三項の規定にかかわらず、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋が同法第二条第一項の規定による許可を受けた公安委員会から法第三条の規定による許可を受けようとする場合の許可申請書には、第三項第一号から第三号まで（同項第一号ハ、第二号ハ及び第三号口を除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、現に当該許可に係る営業所について質屋営業法第二条第二項の規定により定めている管理者である者以外の者を法第十三条第一項の管理者として選任する場合にあつては、第三項第三号イ及びハに掲げる書類を添付しなければならない。 （取引の申込み等に係る通信手段） 第二条の二 法第五条第一項第六号及び第十条第三項の国家公安委員会規則で定める通信手段は、取引の相手方と対面しないで使用できる通信手段とする。 （許可証の再交付の申請） 第四条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式第四号の再交付申請書を提出しなければならない。 2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合には、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の再交付申請書を提出しなければならない。			「3・4 同上」 5 第三項の規定にかかわらず、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋が同法第二条第一項の規定による許可を受けた公安委員会から法第三条の規定による許可を受けようとする場合の許可申請書には、第三項第一号から第三号まで（第一号ハ、第二号ハ及び第三号口を除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、現に当該許可に係る営業所について質屋営業法第二条第二項の規定により定めている管理者である者以外の者を法第十三条第一項の管理者として選任する場合にあつては、第三項第三号イ及びハに掲げる書類を添付しなければならない。 （取引の申込み等に係る通信手段） 第二条の二 法第五条第一項第六号及び第十条第二項の国家公安委員会規則で定める通信手段は、取引の相手方と対面しないで使用できる通信手段とする。 （許可証の再交付の申請） 第四条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可証を交付した公安委員会に、別記様式第四号の再交付申請書を提出しなければならない。 2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合には、第一条の二第二項の規定により経由した警察署長（以下「經由警察署長」という。）を経由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。 （変更の届出及び許可証の書換えの申請） 第五条 法第七条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更年月日及び変更事項とする。 2 法第七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第五号又は別記様式第六号のとおりとする。		
3 法第七条第一項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出書の提出を経由して行う場合を含む。）においては、その営業所又は古物市場（二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する者にあつては、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から三日前までに、一通の届出書を提出しなければならない。			「項を加える。」		

4 法第七条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更年月日及び変更事項とする。

5 法第七条第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

6 法第七条第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合（同条第三項の規定により同条第二項の規定による届出書の提出を経由して行う場合を含む。）においては、その営業所又は古物市場（二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する者にあつては、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から十四日（届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日）以内に、一通の届出書を提出しなければならない。

7 法第七条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、第一条の第三第三項各号に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

8 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第二項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の第三第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあつては、同項第三号口を除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

一 当該古物商又は古物市場主の営業所又は古物市場について現に法第十三条第一項の規定により選任している管理者である者

二 当該古物商又は古物市場主が主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会から質屋営業法第二条第一項の規定による許可を受けている場合において、当該許可に係る営業所について同法第二条第二項の規定により定めている管理者である者

9 法第七条第五項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式第六号の書換申請書及び当該許可証を提出しなければならない。

10 第四条第二項の規定は、前項の規定により書換申請書及び許可証を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「の再交付申請書」とあるのは「の書換申請書及び許可証」と読み替えるものとする。

（変更後の規約の提出）

第六条 古物市場主は、古物市場の規約の内容を変更した場合は、速やかに、当該古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、変更後の規約を主たる古物市場の所在地を管轄する公安委員会に提出するものとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 法第七条第一項又は第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合においては、經由警察署長を経由して、当該変更の日から十四日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日）以内に、正副二通の届出書を提出しなければならない。ただし、法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る届出書を提出するときは、当該変更に係る営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由することができる。

4 法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 第一条の第三第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

二 第三項本文の規定により法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る届出書を提出しようとする場合（經由警察署長の管轄区域内の営業所又は古物市場のみについて変更があつた場合を除く。）にあつては、別記様式第七号の営業所等一覧表

三 法第七条第二項の規定により届出書を提出しようとする場合にあつては、別記様式第八号の許可公安委員会一覧表

5 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の第三第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあつては、第一条の第三第三項第三号口を除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

一 当該古物商又は古物市場主が当該公安委員会の管轄区域内に有する営業所又は古物市場について現に法第十三条第一項の規定により選任している管理者である者

二 当該古物商又は古物市場主が当該公安委員会から質屋営業法第二条第一項の規定による許可を受けている場合において、当該許可に係る営業所について同法第二条第二項の規定により定めている管理者である者

6 法第七条第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、当該許可証を交付した公安委員会に、別記様式第五号の書換申請書及び当該許可証を提出しなければならない。

7 前条第二項の規定は、前項の規定により書換申請書及び許可証を提出する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「の再交付申請書」とあるのは「の書換申請書及び許可証」と読み替えるものとする。

（変更後の規約の提出）

第六条 古物市場主は、古物市場の規約の内容を変更した場合は、速やかに、当該古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、変更後の規約を公安委員会に提出するものとする。

(許可証の返納)

第七条 法第八条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該事由の発生の日から十日以内に、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合においては、当該許可証とともに別記様式第九号の返納理由書を提出しなければならない。

(競り売りの届出)

第八条 法第十条第一項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所(同条第二項の規定により当該届出を経由して行う場合にあつては、その經由する公安委員会の管轄区域内の営業所の所在地(二以上の営業所を有する古物商にあつては、そのいずれか一の営業所の所在地))の所轄警察署長を経由して、競り売りの日から三日前までに、別記様式第十号の競り売り届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、古物の買受けの申込みを受ける通信手段の種類とする。

3 法第十条第三項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、売却する古物を取り扱う営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、競り売りの日から三日前までに、別記様式第十号の二の競り売り届出書を提出しなければならない。

第九条 削除

(古物競りあつせん業者に係る営業開始の届出)

第九条の二 [略]

2 法第十条の二第一項の規定により公安委員会に届出書を出す場合においては、営業の本拠となる事務所(当該事務所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。

[3・4 略]

(古物競りあつせん業者に係る廃止等の届出)

第九条の三 [略]

2 [略]

3 法第十条の二第二項の規定により公安委員会に届出書を出す場合においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、古物競りあつせん業の廃止又は変更の日から十四日(当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日)以内に、一通の届出書を提出しなければならない。

4 [略]

(許可証の返納)

第七条 法第八条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該事由の発生の日から十日以内に、經由警察署長を経由してしなければならない。この場合においては、当該許可証とともに別記様式第九号の返納理由書を提出しなければならない。

(競り売りの届出)

第八条 法第十条第一項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所の所轄警察署長を経由して、競り売りの日から三日前までに、別記様式第十号の競り売り届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、古物の買受けの申込みを受ける通信手段の種類とする。

3 法第十条第二項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、売却する古物を取り扱う営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、競り売りの日から三日前までに、別記様式第十号の二の競り売り届出書を提出しなければならない。

(經由警察署長の変更等)

第九条 古物商又は古物市場主は、經由警察署長の管轄区域内に営業所又は古物市場を有しないこととなつた場合において、法第七条第一項の規定により公安委員会に法第五条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出するときは、当該届出書とともに、当該古物商又は古物市場主が現に当該公安委員会の管轄区域内に有する営業所又は古物市場(二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する者にあつては、その者が選択したいずれか一の営業所又は古物市場)の名称及び所在地を記載した別記様式第十一号の經由警察署長変更届出書を經由警察署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により經由警察署長変更届出書を提出した古物商又は古物市場主については、当該經由警察署長変更届出書に記載された営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由警察署長とみなしてこの規則の規定を適用する。

(古物競りあつせん業者に係る営業開始の届出)

第九条の二 [同上]

2 法第十条の二第一項の規定により公安委員会に届出書を出す場合においては、営業の本拠となる事務所(当該事務所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地の所轄警察署長を経由して、正副二通の届出書を提出しなければならない。

[3・4 同上]

(古物競りあつせん業者に係る廃止等の届出)

第九条の三 [同上]

2 [同上]

3 法第十条の二第二項の規定により公安委員会に届出書を出す場合においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、古物競りあつせん業の廃止又は変更の日から十四日(当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日)以内に、正副二通の届出書を提出しなければならない。

4 [同上]

(仮設店舗における営業の届出)

第十四条の二 法第十四条第一項ただし書の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所（同条第二項の規定により当該届出を経由して行う場合にあつては、その經由する公安委員会の管轄区域内の営業所の所在地（二以上の営業所を有する古物商にあつては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長を経由して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日前までに、別記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出しなければならない。

(古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の四 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定により認定申請書を提出する場合には、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の認定申請書を提出しなければならない。

4 〔略〕

(古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由)

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、法第二十一条の五第一項の認定を申請することができない。

〔一〕四 略〕

五 法第二十四条第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日若しくは当該取消しをしないことを決定する日までの間又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続に係る期間内に法第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく手続を行った者で、当該返納の日又は当該手続を行った日から起算して五年を経過しないもの

〔六・七 略〕

(認定古物競りあつせん業者に係る変更の届出)

第十九条の九 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合には、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、変更の日から十四日以内に、一通の届出書を提出しなければならない。

5 〔略〕

(外国古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の十一 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定により認定申請書を提出する場合には、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、一通の認定申請書を提出しなければならない。

4 〔略〕

(仮設店舗における営業の届出)

第十四条の二 法第十四条第一項ただし書の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所の所轄警察署長を経由して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日前までに、別記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出しなければならない。

(古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の四 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の規定により認定申請書を提出する場合には、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、正副二通の認定申請書を提出しなければならない。

4 〔同上〕

(古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由)

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、法第二十一条の五第一項の認定を申請することができない。

〔一〕四 同上〕

五 法第二十四条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日若しくは当該取消しをしないことを決定する日までの間又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続に係る期間内に法第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく手続を行った者で、当該返納の日又は当該手続を行った日から起算して五年を経過しないもの

〔六・七 同上〕

(認定古物競りあつせん業者に係る変更の届出)

第十九条の九 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合には、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、変更の日から十四日以内に、正副二通の届出書を提出しなければならない。

5 〔同上〕

(外国古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の十一 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の規定により認定申請書を提出する場合には、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、正副二通の認定申請書を提出しなければならない。

4 〔同上〕

(認定外国古物競りあつせん業者に係る廃止等の届出)
第十九条の十三 [略]

2 [略]

3 第一項の規定により届出書を提出する場合においては、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。

4 [略]

(国家公安委員会規則で定める者)

第二十一条 法第二十六条の国家公安委員会規則で定める者は、古物商、古物市場主若しくは古物競りあつせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務（以下「回答業務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして第二十三条の承認を受けた法人その他の団体（以下「盗品売買等防止団体」という。）とする。

(盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報)

第三十条 公安委員会が法第二十六条の規定により盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報は、盗品等に関する情報のうち、盗品等に付された番号、記号その他の符号とする。

(国家公安委員会への報告事項等)

第三十一条 法第二十七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上段に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

報告する場合	事 項
一 法第三条の規定による許可をした場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類（古物商又は古物市場主の別。以下同じ。） 三 許可年月日 四 許可証番号
二 法第五条第四項の規定による許可証の再交付をした場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 許可証の再交付年月日
三 法第六条第一項又は第二項の規定による許可の取消しをした場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 許可の取消しの年月日 六 許可の取消しの事由
四 法第七条第一項又は第二項の規定による届出書の提出を受けた場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 変更年月日（法第七条第一項の規定による届出書の提出を受けた場合にあっては、変更予定年月日） 六 変更事項

(認定外国古物競りあつせん業者に係る廃止等の届出)
第十九条の十三 [同上]

2 [同上]

3 第一項の規定により届出書を提出する場合においては、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、正副二通の届出書を提出しなければならない。

4 [同上]

(国家公安委員会規則で定める者)

第二十一条 法第二十七条の国家公安委員会規則で定める者は、古物商、古物市場主若しくは古物競りあつせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務（以下「回答業務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして第二十三条の承認を受けた法人その他の団体（以下「盗品売買等防止団体」という。）とする。

(盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報)

第三十条 公安委員会が法第二十七条の規定により盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報は、盗品等に関する情報のうち、盗品等に付された番号、記号その他の符号とする。

〔条を加える。〕

2

五 法第八条第一項又は第三項の規定による許可証の返納を受けた場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 許可証の返納を受けた年月日 六 返納理由
六 法第十条第一項の規定による届出を受けた場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可年月日 三 許可証番号 四 競り売りをしようとする日時及び場所
七 法第十条第三項の規定による届出を受けた場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可年月日 三 許可証番号 四 売却する古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元識別符号 五 競り売りをしようとする期間
八 法第十四条第一項ただし書の規定による届出を受けた場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可年月日 三 許可証番号 四 仮設店舗において古物営業を営む日時及び場所
九 法第二十三条又は第二十四条の規定による処分をした場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 処分年月日 六 処分の事由 七 処分の種別及び内容

法第二十七条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五条第一項各号に掲げる事項
- 二 許可の種類
- 三 許可年月日
- 四 許可証番号
- 五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項
- 六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日
- 七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容

その2	
形態	1.営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場
名称	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
電話番号	電話 () - 番
取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・金銀品類 04 自動車 05 鉄道車両類 06 自転車類 07 写真機類 08 楽器類 09 農具類 10 道具類 11 文房具類 12 書籍 13 金券類
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	電話 () - 番

別記様式第1号 (第1条の3関係)	
その1	
古物商 許可申請書	
古物市場主	
古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
許可の種類	1.古物商 2.古物市場主
氏名又は名称	
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人
生年月日	年 月 日
住所又は居所	電話 () - 番
行商をしようとする者であるかどうかの別	1.する 2.しない
主として取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・金銀品類 04 自動車 05 鉄道車両類 06 自転車類 07 写真機類 08 楽器類 09 農具類 10 道具類 11 文房具類 12 書籍 13 金券類 (いずれかに○を付すこと)
種別	1.代表者 2.役員 3.法定代理人
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	電話 () - 番

その2	
形態	1.営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場
名称	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
電話番号	電話 () - 番
取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・金銀品類 04 自動車 05 鉄道車両類 06 自転車類 07 写真機類 08 楽器類 09 農具類 10 道具類 11 文房具類 12 書籍 13 金券類
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	電話 () - 番

別記様式第1号 (第1条の3関係)	
その1	
古物商 許可申請書	
古物市場主	
古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
許可の種類	1.古物商 2.古物市場主
氏名又は名称	
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人
生年月日	年 月 日
住所又は居所	電話 () - 番
行商をしようとする者であるかどうかの別	1.する 2.しない
主として取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・金銀品類 04 自動車 05 鉄道車両類 06 自転車類 07 写真機類 08 楽器類 09 農具類 10 道具類 11 文房具類 12 書籍 13 金券類 (いずれかに○を付すこと)
種別	1.代表者 2.役員 3.法定代理人
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	電話 () - 番

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

[illegible]

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

変更届出書	
古物営業法第 7 条第 1 項の規定により変更の届出をします。	
公安委員会 殿	
届出者の氏名又は名称及び住所	
許可の種類	1.古物商 2.古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名又は名称	
住所	
営業所又は古物市場に係る変更事項	
変更予定年月日	年 月 日
形態	1.営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場
主たる名称	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
電話	() - 番
その他の名称	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
電話	() - 番
記載要領	
1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。	
2 「変更予定年月日」欄には、当該事項の変更予定年月日を記載すること。	
3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。	
4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

その 2	
許可の種類	1.古物商 2.古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名又は名称	
営業所又は古物市場に係る変更事項	
変更・廃止する営業所又は古物市場の名称	
変更年月日	年 月 日
形態	1.営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場
主たる名称	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
電話	() - 番
変更年月日	年 月 日
取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 鉄道車両・船舶 06 自転車類 07 写真機類 08 楽器類 09 農具・工具類 10 道具類 11 文房・文具類 12 書籍 13 金券類
変更年月日	年 月 日
旧氏名	
新氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
電話	() - 番

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

その 1	
変更届出書 書換申請書	
古物営業法第 7 条第 1 項の規定により変更の届出をします。	
古物営業法第 7 条第 4 項の規定により許可証の書換えを申請します。	
公安委員会 殿	
届出(申請)者の氏名又は名称及び住所	
許可の種類	1.古物商 2.古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名又は名称	
変更・書換事項	
変更年月日	年 月 日
氏名又は名称	
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人
住所又は居所	
電話	() - 番
行商をする者であるかどうかの別	1.する 2.しない
主として取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 鉄道車両・船舶 06 自転車類 07 写真機類 08 楽器類 09 農具・工具類 10 道具類 11 文房・文具類 12 書籍 13 金券類
変更年月日	年 月 日
種別	1.代表者 2.役員
旧氏名	
生年月日	年 月 日
種別	1.代表者 2.役員
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
電話	() - 番

別記様式第6号（第5条関係）

その1

変更届出書

書換申請書

古物営業法第7条第2項の規定により変更の届出をします。

古物営業法第7条第5項の規定により許可証の書換えを申請します。

公安委員会 殿

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

許可の種類

1.古物商 2.古物市場主

許可証番号

許可年月日

年 月 日

氏名又は名称

変更・書換事項

変更年月日

年 月 日

氏名又は名称

法人等の種別

1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人

住所又は居所

電話（ ） - 番

行商をする者であるかどうかの別

1.する 2.しない

主として取り扱う古物の区分

01美術品類 02衣類 03時計・計器類 04自動車 05機械・機器類 06金銀・宝石類 07写真・映像類 08楽器・音響機器類 09食品・飲料類 10道具類 11書籍・図画・文芸品類 12書画 13金銀類

変更年月日

年 月 日

種別

1.代表者 2.役員

旧氏名

生年月日

年 月 日

種別

1.代表者 2.役員

氏名

生年月日

年 月 日

住所

電話（ ） - 番

別記様式第6号（第5条関係）

変更届出書

古物営業法第7条第2項の規定により変更の届出をします。

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可の種類

1.古物商 2.古物市場主

許可証番号

許可年月日

年 月 日

氏名又は名称

変更事項

変更年月日

年 月 日

氏名又は名称

法人等の種別

1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人

住所又は居所

電話（ ） - 番

変更年月日

年 月 日

種別

1.代表者 2.役員

旧氏名

生年月日

年 月 日

種別

1.代表者 2.役員

氏名

生年月日

年 月 日

住所

電話（ ） - 番

記載事項

1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができます。

2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

その3

許可証番号

許可年月日

氏名又は名称

営業の方法に係る変更事項

電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の聞覧に供する方法を用いるかどうかの別

1.用いる 2.用いない

送 信 元 識 別 符 号

記載事項

1 届出（申請）者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができます。

2 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日（人事異動、営業所等の新設、移転又は廃止等の年月日をいう。）を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

5 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。

6 送信元識別符号のうち納読されやすいものには、適宜ふりがなをふること。

7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

[illegible]

その2	
許可の種類	1.古物商 2.古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(印)	
氏名	
又は名称	
営業所又は古物市場に係る変更事項	
(印)	
変更事項のある 営業所又は 古物市場の名称	
変更年月日	年 月 日
取り扱う 古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・金銀品類 04 自動車 05 銃器類 06 楽器類 07 写真機類 08 写真集 09 書画工芸品 10 道具類 11 骨董品類 12 書籍 13 金銀類
変更年月日	年 月 日
管理 者 新	(印)
	旧氏名
	(印)
	新氏名
住所	
電話 () - 番	

別記様式第11号 削除

削除

別記様式第10号の2(第8条関係)

競り売り届出書

古物営業法第10条第3項の規定により競り売りの届出をします。

年 月 日

公安委員会 監

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(お名前)	
氏 名	
又 は 名 称	

[illegible]

期 間	
通 信 手 段 の 種 類	

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
- 3 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜ふりがなを添えること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

別記様式第11号 (第9条関係)

經由警察署長變更屆出書

古物営業法施行規則第9条第1項の規定により經由警察署長の関与に係る届出をします。

年 月 日

公安委員會 殿

届出者の氏名又は名称及び所在地

50

許可の種別	1 古物商 2 古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名 又は名称	

營業所・古物市場	名稱	
	所在地	電話() - 番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
- 2 「許可の複製」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 「営業所・古物市場」欄には、現に当該公安委員会管轄区域内に有する営業所又は古物市場（二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する場合には、選択したいいずれか一の営業所又は古物市場）の名称及び所在地を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第10号の2(第8条関係)

競り売り届出者

古物営業法第10条第2項の規定により競り売りの届出をします。

年 月 日

公安委員會 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名	
又は名称	

[illegible]

期	間	
通	信	手
の	種	類

記載要領

- ③ 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜ゆりがなをみる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

〔様式を削る。〕

別記様式第 16 号の 10 (第 20 条関係)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	官 職 氏 名	
上記の者は、古物営業法第 22 条第 1 項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
公 安 委 員 会 印		

86

54

(裏)

古 物 営 業 法 (抜 粋)

第 22 条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第 10 条第 1 項の譲り売り (同条第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除く。) の場所に立ち入り、古物及び帳簿等 (第 18 条第 1 項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。(略)) を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第 17 号 (附則第 3 条関係)

営 業 所 等 届 出 書

金券類に係る古物営業に関し、古物営業法の一部を改正する法律附則第 3 条第 2 項の規定により届出をします。

公安委員会 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称及び住所

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏 名	
又 は 名 称	

金券類を取り扱う営業所又は古物市場

名 称	
所 在 地	
	電話 () - 番

記載要領

- 「許可の種類」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 16 号の 10 (第 20 条関係)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	官 職 氏 名	
上記の者は、古物営業法第 22 条第 1 項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
公 安 委 員 会 印		

86

54

(裏)

古 物 営 業 法 (抜 粋)

第 22 条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第 10 条第 1 項の譲り売り (同条第 2 項及び第 3 項に規定する場合を除く。) の場所に立ち入り、古物及び帳簿等 (第 18 条第 1 項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。(略)) を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔様式を削る。〕

〔様式を削る。〕

別記様式第 19 号 (附則第 4 条関係)

旧許可証一覧表

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
氏名又は名称	
旧許可証番号	
旧許可年月日	年 月 日
営業所・古物市場 名称	
所在地	
電話 () - 番	
旧許可証番号	
旧許可年月日	年 月 日
営業所・古物市場 名称	
所在地	
電話 () - 番	

記載要領

1 「許可の種類」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 18 号 (附則第 4 条関係)

新許可証交付申請書

古物営業法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定により許可証の交付を申請します。

公安委員会 殿 年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

①

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
氏名又は名称	
法人等の種別	1 株式会社 2 有限会社 3 合名会社 4 合資会社 5 その他法人 6 個人
生年月日	年 月 日
住所又は居所	
電話 () - 番	
行商をしようとする者であるかどうかの別	1. する 2. しない
主として取り扱うもの	01 美術品類 02 衣類 03 時計類 04 自動車 05 銃・拳銃 06 自転車類 07 写真機類 08 楽器類 09 金具類 10 道具類 古物の区別 11 金・銀・宝石類 12 書籍 13 金銀類 (別紙記載可)
種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
電話 () - 番	

記載要領

1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（改正法附則第三条第二項の規定による許可証の交付の申請）

第二条 改正法附則第三条第二項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に許可証の交付の申請をしようとする者は、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第一号の新許可証交付申請書を提出しなければならない。

2 改正法附則第三条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、別記様式第二号の旧許可証一覧表とする。

（旧法の規定による行為に関する経過措置）

第三条 改正法による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第二十四条の規定により公安委員会がした許可の取消し（二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主に対し、旧法第二十四条の規定により当該公安委員会のうち一部の公安委員会がした許可の取消しを除く。）は、法第二十四条第一項の規定により公安委員会がした許可の取消しとみなす。

2 前項に掲げるもののほか、旧法の規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分（旧法第二十四条の規定による許可の取消しを除く。）は、それぞれ法の相当規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分とみなす。

3 旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる方の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

旧法第三条第一項の規定による許可の申請	新法第三条の規定による許可の申請（当該申請をした者が改正法の施行の際現に公安委員会から旧法第三条第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、法第七条第一項の規定による届出書の提出）
旧法第三条第二項の規定による許可の申請	新法第三条の規定による許可の申請（当該申請をした者が改正法の施行の際現に公安委員会から旧法第三条第二項の規定による許可を受けている場合にあっては、法第七条第一項の規定による届出書の提出）

4 前項の規定により旧法第三条第一項又は第二項の規定による許可の申請が新法第三条の規定による許可の申請とみなされる場合、当該許可の申請を行った者は、改正法の施行後遅滞なく、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出なければならない。

5 前項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第三号の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

別記様式第1号（附則第2条関係）

新許可証交付申請書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第3条第2項の規定により許可証の交付を申請します。

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

許可の種類	1.古物商	2.古物市場主
氏名又は名称		
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人	
生年月日	年 月 日	
住所又は居所		
行商をしようとする者であるかどうかの別	1.する	2.しない
主として取り扱うとする古物の区分	01美術品類 02衣類 03時計・宝飾品類 04自動車 05船舶・飛行機・航空機 06自転車類 07写真・機械類 08書籍・書画類 09金・銀・宝石類 10道具類 11貨幣・メダル類 12書類 13金券類	
代表者の氏名		
代表者の生年月日	年 月 日	
住所	電話（ ） - 番	

記載要領

- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号 (附則第2条関係)

旧許可証一覧表

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
氏名又は名称	
旧許可都道府県名	
旧許可証番号	
旧許可年月日	年 月 日
旧許可都道府県名	
旧許可証番号	
旧許可年月日	年 月 日
旧許可都道府県名	
旧許可証番号	
旧許可年月日	年 月 日
旧許可都道府県名	
旧許可証番号	
旧許可年月日	年 月 日

記載要領

1 「許可の種類」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号 (附則第3条関係)

主たる営業所等届出書

古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号）附則第3条第4項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

④

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可申請年月日	年 月 日
許可申請の際經由した警察署	
氏名又は名称	
住所又は居所	電話 () ー 番

主たる営業所又は古物市場

営形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
業所名称	
古物市場所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
電話	() ー 番

記載要領

1 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって代えて、署名することができる。

2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百六十六号

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（古物営業法施行令の一部改正）

第一条 古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十八の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗